

第2章 『次の内閣』の活動

11 農林水産

農林水産部門会議は、TPP大筋合意に伴う農林水産業への影響に関する調査を中心としつつ、木材違法伐採、企業の農地所有解禁、酪農改革など、続出する農政の課題にも対応し、現場の声を積極的に踏まえながら、精力的な活動を行った。

TPP大筋合意への対応

2015年10月5日、アトランタにおける閣僚級会合においてTPP協定交渉が大筋合意した。協定内容や各地域での課題を調査するため、民主党および維新の党はいずれも経済連携調査会を、民進党結党後も同調査会を組織した。調査会では、農林水産業のみならず、TPP協定の発効に伴い影響が及ぶ様々な分野に関して、政府や有識者から延べ19回のヒアリングを行った。

2016年1月19日には、民主党および維新の党経済連携調査会連名で、それまでの議論を整理した「TPP協定大筋合意に対する考え方(中間報告)」を取りまとめた。中間報告では、経済連携の推進は必要としつつ、農業分野では国会決議が守られたとは評価できないこと、自動車分野でも十分な結果が得られていないことなどを理由として、「守るべきものが守られておらず、攻めるべきものが攻められておらず、現時点において、国益が守られたとは評価できない。」との考え方を示した。

各地とも連携して党を挙げたTPP発効の影響に関する調査を行っていくために、民主党はTPP対策本部を設置した。同対策本部・調査会は、全国の県連担当者や総支部長を幹事に任命し、各地でのきめ細かな調査を実施した。2015

年12月15日には、全国幹事会議を開催し、本部でのヒアリング状況や各地での調査状況を共有する取り組みを行った。

さらに、同対策本部・調査会は合同で、北海道(2015年11月29日～30日)、新潟(2015年12月1日)、宮崎(2015年12月4日～5日)、高知・徳島(2016年3月13日～14日)で現地調査を実施し、農業や畜産業の現場の声を直接ヒアリングした。また、青森・島根などには講師を派遣し、研修会を開催した。

TPP協定および関連法案の審議にあたって民進党は、2016年4月22日、畜産農家の経営体質強化に関する議員立法を提出するなど、精力的な対応を行った(詳細 p.33)。

第24回参議院選挙における重点政策においては、党内におけるこれまでの議論や国会での議論を踏まえ、「今回のTPP合意に反対」との考え方を取りまとめた。

木材違法伐採への取り組み

海外において伐採された木材の取引規制が不十分であるため、多くの違法伐採木材が我が国に流入しているとの指摘を受け、2015年6月、民主党は森林・林業政策ワーキングチームを設置した。様々な立場の関係者からのヒアリングを経て、同年9月14日、事業者に対し、木材の合法性証明の取得を義務付けることなどを主軸とする中間報告を取りまとめた。

同ワーキングチーム役員を中心に、立法化作業を進め、2016年2月23日、議員立法「木材の適正な流通の確保に関する法律案」を立案した。同法案では、毎年度、取り扱う木材が合法に伐採



2016.3.14 経済連携調査会高知・徳島視察



2016.4.22 畜産関連法案を衆議院に提出

されたものであることを念入りに確認するため、木材事業者に、計画の策定・届出を求めるとともに、適正流通確保のために勧告・命令・刑事罰等を定めた。

その後、規制強化を主張する民進党は、合法伐採木材の流通促進を強調する自民党と修正協議を行った。協議の結果、法律の対象とする範囲の拡大や木材関連事業者が行うべき措置の追加等、自民党案を修正することで合意し、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案」が、2016年5月13日に全会一致で成立した。

企業の農地所有解禁への対応

2016年3月、特区において企業などの法人が直接農地を取得することのできる規制緩和策を含む、閣法「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案」が国会に提出された。部門会議では、「なぜリースだと資金調達ができない部分が、所有だとできるのか」など異論が相次いだ。内閣府から十分な回答はなく、立法事実も不明確な中、衆参両院で、法案を所管する内閣委員会と農林水産委員会との連合審査が開かれ、活発な議論が行われた。民進党は反対したが、2016年4月28日に与党等の賛成により、同法案は成立した。

酪農改革への対応

政府の規制改革会議では、2015年末から、相次ぐバター不足の問題解消に向け、酪農改革の検討を開始した。翌2016年3月には、指定生乳生産者団体制度の廃止などを柱とする意見が取りまとめられた。

民進党では、部門会議で関係省庁からヒアリン

グを行ったが、会議では出席した議員から、検討されている規制改革が酪農を主産業とする地域に混乱を来すことが相次いで指摘された。

そのため、4月19日に開催された部門会議において「規制改革会議『生乳流通等の見直しに関する意見』に対する民進党農林水産部門会議決議」を決定し、即日公表した。決議では、酪農を主産業とする地域が混乱するのみならず、バター不足などの課題には何ら答えられるものではないと厳しく政府の姿勢を断じた。

政府提出法案・議員立法への対応

政府提出の「漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案」、「森林法等の一部を改正する法律案」には、所要の附帯決議などを付した上で民進党は賛成し、成立させた。

また、与党議員立法「真珠の振興に関する法律案」については、宝飾品を所管する経済産業部門会議と共に議論を行い、真珠養殖発祥の地である伊勢志摩でのサミット開催などを控え、その重要性に鑑み民進党は賛成し、成立させた。